

難病患者支援連携ブック

～難病患者支援機関用～

【中津川市・恵那市】



岐阜県恵那保健所

～ はじめに ～

平成26年5月30日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下、「難病法」という）が公布され、新しい医療費助成制度が始まりました。保健所には難病対策地域協議会の設置が努力義務とされ、難病患者を取り巻く関係機関との連携を強化し、難病患者の支援体制を整備することが求められています。

当所で開催した難病対策地域協議会では、「各関係機関の役割の明確化と連携強化が必要」という意見が出されました。そこで、関係機関が互いの機能と役割を共有することで、連携強化の基盤が築けると考え、難病患者が利用できる保健医療福祉サービス及び関連する社会資源をまとめたツールを冊子としてまとめました。

なお、当該冊子の情報は平成30年3月末日現在の情報です。今後、関係機関の皆様と意見交換を重ねながら記載内容の充実を図っていきたく存じます。

平成30年3月
岐阜県恵那保健所長



目次

1 難病とは.....	2
1) 難病とは	2
2) 各制度で対象となる疾病一覧.....	3
3) 障害者総合支援法と指定難病で異なる疾病名を用いているもの.....	7
2 難病患者の各種サービス導入フローチャート	8
3 関係機関が提供可能な支援サービスの詳細.....	9
1) 県及び県保健所の事業.....	9
2) 市の事業	18
4 関係機関一覧.....	25
1) 行政機関	25
2) 難病医療ネットワーク協力機関.....	26
3) 特定医療費（指定難病）に関わる指定医、指定医療機関.....	27
4) 一時入院医療機関.....	27
5) 訪問看護ステーション.....	28
6) 地域包括支援センター.....	29
7) 居宅介護支援事業所.....	29
8) 訪問介護事業所	31
9) 訪問入浴介護事業所.....	32
10) 障害者総合支援法による相談支援事業所.....	32
1) 指定障害サービス事業者（訪問系サービス）	33
2) その他相談窓口.....	34



1 難病とは

1) 難病とは

(1) 難病とは

発病の機構が明らかでなく、治療方法が確立していない希少な疾病であり、長期にわたり療養を必要とすることとなるものを指します。

(2) 難病に関する関係法令一覧

難病患者の療養支援の基盤となる関係法令は次のとおりです。

法令名（掲載ホームページアドレス）	制定日（最終改正日）
難病の患者に対する医療等に関する法律 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nanbyou/)	平成 26 年 5 月 30 日 (平成 26 年 6 月 13 日)
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (以下、「障害者総合支援法」) (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaiukahukushi/sougoushien/index.html)	平成 17 年 11 月 7 日 (平成 29 年 6 月 2 日)
介護保険法 (http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/gaiyo/index.html)	平成 9 年 12 月 17 日 (平成 28 年 5 月 20 日)

(3) 各法令に規定される難病の範囲

難病は法令により規定される疾患が異なる場合があります。主な関係法令（難病法、障害者総合支援法、介護保険法）に規定される難病は次のとおりです（表-1）。

① 難病法に規定される指定難病

難病のうち、患者の置かれている状況からみて良質かつ適切な医療の確保を図る必要性が高いもので、以下の要件の全てを満たすものを、厚生科学審議会の意見を聴いて厚生労働大臣が規定しています。

○国内における患者数が一定の人数（注）に達しないこと

○客観的な診断基準（又はそれに準ずるもの）が確立していること

（注）人口のおおむね千分の一（0.1%）程度に相当する数と厚生労働省令において規定しています

平成30年3月現在 330疾患が対象になっています

② 障害者総合支援法に規定される難病

障害者総合支援法では、治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障害の程度が厚生労働大臣が定める程度、とされています。対象疾病は指定難病の基準を踏まえつつ、福祉的見地より、下記のとおり要件を定めています。

- 治療方法が確立しておらず、長期の療養を必要とするもの
- 診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていること

平成30年3月現在 358疾患が対象になっています

③ 介護保険法に規定される特定疾病

介護保険法においては、特定疾病として対象疾患が定められています。特定疾病とは心身の病的加齢現象との医学的関係があると考えられる疾病であって次のいずれの要件をも満たすものについて総合的に勘案し、加齢に伴って生ずる心身の変化に起因し要介護状態の原因である心身の障害を生じさせると認められる疾病のことを指します。

- 罹患率や有病率（類似の指標を含む。）等について加齢との関係が認められる疾病であって、その医学的概念を明確に定義できるもの
- 3～6ヶ月以上継続して要介護状態又は要支援状態となる割合が高いと考えられる疾病

2) 各制度で対象となる疾病一覧

<表の見方>

- ・障害 … 障害者総合支援法の対象疾患
- ・指難 … 特定医療費（指定難病）支給認定申請の対象疾患
 （●は小児慢性特定疾病医療費助成の対象である722疾患のうち指定難病と重複する疾患）
- ・介護 … 介護保険制度の対象疾患（第2号被保険者）

（表-1）各制度の対象疾病一覧

番号	疾病名	障害	指難	介護	番号	疾病名	障害	指難	介護
あ					25	遺伝性鉄芽球性貧血	○	●	
1	アイカルディ症候群	○	○		う				
2	アイザックス症候群	○	○		26	VATER症候群	○	○	
3	IgA腎症	○	●		27	ウィーバー症候群	○	●	
4	IgG4関連疾患	○	○		28	ウィリアムズ症候群	○	●	
5	亜急性硬化性全脳炎	○	●		29	ウィルソン病	○	●	
6	アジソン病	○	●		30	ウエスト症候群	○	●	
7	アッシャー症候群	○	○		31	ウェルナー症候群	○	●	
8	アトピー性脊髄炎	○	○		32	ウォルフラム症候群	○	○	
9	アペール症候群	○	●		33	ウルリッヒ病	○	●	
10	アミロイドーシス	○	●		え				
11	アラジール症候群	○	●		34	HTLV-1関連脊髄症	○	○	
12	有馬症候群	○	●		35	ATR-X症候群	○	○	
13	アルポート症候群	○	●		36	ADH分泌異常症	○	●	
14	アレキサンダー病	○	●		37	エーラス・ダンロス症候群	○	●	
15	アンジェルマン症候群	○	●		38	エプスタイン症候群	○	●	
16	アントレー・ピクスラー症候群	○	●		39	エプスタイン病	○	●	
い					40	エマヌエル症候群	○	○	
17	イソ吉草酸血症	○	●		41	遠位型ミオパチー	○	○	
18	一次性ネフローゼ症候群	○	●		42	円錐角膜	○		
19	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	○	●		お				
20	1p36欠失症候群	○	●		43	黄色靭帯骨化症	○	○	
21	遺伝性自己炎症疾患	○	○		44	黄斑ジストロフィー	○	○	
22	遺伝性ジストニア	○	●		45	大田原症候群	○	○	
23	遺伝性周期性四肢麻痺	○	○		46	オクシピタル・ホーン症候群	○	●	
24	遺伝性腓炎	○	●		47	オスラー病	○	●	

番号	疾病名	障害	指難	介護
か				
48	カーニー複合	○	○	
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	○	○	
50	潰瘍性大腸炎	○	●	
51	下垂体前葉機能低下症	○	●	
52	家族性地中海熱	○	●	
53	家族性良性慢性天疱瘡	○	○	
54	カナバン病	○	○	
55	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群	○	●	
56	歌舞伎症候群	○	●	
57	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症	○	●	
58	カルニチン回路異常症	○	○	
59	加齢黄斑変性	○		
60	肝型糖原病	○	●	
61	間質性膀胱炎(ハンナ型)	○	○	
62	環状20番染色体症候群	○	●	
63	関節リウマチ	○	○	○
64	完全大血管転位症	○	●	
65	眼皮膚白皮症	○	●	
き				
66	偽性副甲状腺機能低下症	○	●	
67	ギャロウェイ・モフト症候群	○	○	
68	急性壊死性脳症	○		
69	急性網膜壊死	○		
70	球脊髄性筋萎縮症	○	●	
71	急速進行性糸球体腎炎	○	●	
72	強直性脊椎炎	○	○	
73	強皮症	○	●	
74	巨細胞性動脈炎	○	○	
75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)	○	○	
76	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)	○	○	
77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症	○	●	
78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)	○	●	
79	筋萎縮性側索硬化症	○	○	○
80	筋型糖原病	○	●	
81	筋ジストロフィー	○	●	
く				
82	クッシング病	○	●	
83	クリオピリン関連周期熱症候群	○	●	
84	クリップル・トレノネー・ウェーバー症候群	○	○	
85	クルーゾン症候群	○	●	
86	グルコーストランスポーター1欠損症	○	●	
87	グルタル酸血症1型	○	●	
88	グルタル酸血症2型	○	●	
89	クロウ・深瀬症候群	○	○	
90	クローン病	○	●	
91	クロンカイト・カナダ症候群	○	○	
け				
92	痙攣重積型(二相性)急性脳症	○	○	
93	結節性硬化症	○	●	
94	結節性多発動脈炎	○	●	
95	血栓性血小板減少性紫斑病	○	●	
96	限局性皮質異形成	○	○	
97	原発性局所多汗症	○		
98	原発性硬化性胆管炎	○	●	
99	原発性高脂血症	○	●	
100	原発性側索硬化症	○	○	
101	原発性胆汁性胆管炎	○	●	
102	原発性免疫不全症候群	○	●	
103	顕微鏡の大腸炎	○		
104	顕微鏡的多発血管炎	○	●	

番号	疾病名	障害	指難	介護
こ				
105	高IgD症候群	○	●	
106	好酸球性消化管疾患	○	○	
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	○	●	
108	好酸球性副鼻腔炎	○	○	
109	抗糸球体基底膜腎炎	○	●	
110	後縦靭帯骨化症	○	○	○
111	甲状腺ホルモン不応症	○	●	
112	拘束型心筋症	○	●	
113	高チロシン血症1型	○	●	
114	高チロシン血症2型	○	●	
115	高チロシン血症3型	○	●	
116	後天性赤芽球癆	○	●	
117	広範脊柱管狭窄症	○	○	○
118	抗リン脂質抗体症候群	○	●	
119	コケイン症候群	○	●	
120	コステロ症候群	○	●	
121	骨形成不全症	○	●	
122	骨髄異形成症候群	○		
123	骨髄線維症	○		
124	ゴナドトロピン分泌亢進症	○	●	
125	5p欠失症候群	○	●	
126	コフィン・シリス症候群	○	○	
127	コフィン・ローリー症候群	○	●	
128	混合性結合組織病	○	●	
さ				
129	鰓耳腎症候群	○	○	
130	再生不良性貧血	○	●	
131	サイトメガロウイルス角膜炎	○		
132	再発性多発軟骨炎	○	●	
133	左心低形成症候群	○	●	
134	サルコイドーシス	○	○	
135	三尖弁閉鎖症	○	●	
136	三頭酵素欠損症	○	○	
し				
137	CFC症候群	○	●	
138	シェーグレン症候群	○	●	
139	色素性乾皮症	○	●	
140	自己貪食空胞性ミオパチー	○	●	
141	自己免疫性肝炎	○	●	
142	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	○	○	
143	自己免疫性溶血性貧血	○	●	
144	四肢形成不全	○		
145	システロール血症	○	●	
146	シトリン欠損症	○	○	
147	紫斑病性腎炎	○	●	
148	脂肪萎縮症	○	●	
149	若年性肺気腫	○	●	
150	シャルコー・マリー・トウス病	○	●	
151	重症筋無力症	○	●	
152	修正大血管転位症	○	●	
153	シュワルツ・ヤンペル症候群	○	●	
154	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	○	○	
155	神経細胞移動異常症	○	●	
156	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症	○	○	
157	神経線維腫症	○	●	
158	神経フェリチン症	○	○	
159	神経有棘赤血球症	○	○	
160	進行性核上性麻痺	○	○	○
161	進行性骨化性線維異形成症	○	○	
162	進行性多巣性白質脳症	○	○	

番号	疾病名	障害	指難	介護	番号	疾病名	障害	指難	介護
163	進行性白質脳症	○	○		220	多発性嚢胞腎	○	●	
164	進行性ミオクロノスアテんかん	○	○		221	多脾症候群	○	●	
165	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症	○	●		222	タンジール病	○	●	
166	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症	○	●		223	単心室症	○	●	
す					224	弾性線維性仮性黄色腫	○	○	
167	スタージ・ウェーバー症候群	○	○		225	短腸症候群	○		
168	スティーヴンス・ジョンソン症候群	○	●		226	胆道閉鎖症	○	●	
169	スミス・マギニス症候群	○	●		ち				
170	スモン	○			227	遅発性内リンパ水腫	○	○	
せ					228	チャージ症候群	○	●	
171	脆弱X症候群	○	○		229	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	○	●	
172	脆弱X症候群関連疾患	○	○		230	中毒性表皮壊死症	○	○	
173	正常圧水頭症	○			231	腸管神経節細胞僅少症	○	●	
174	成人スチル病	○	○		て				
175	成長ホルモン分泌亢進症	○	●		232	TSH分泌亢進症	○	●	
176	脊髄空洞症	○	○		233	TNF受容体関連周期性症候群	○	●	
177	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)	○	●	○	234	低ホスファターゼ症	○	●	
178	脊髄膜瘤	○	●		235	天疱瘡	○	○	
179	脊髄性筋萎縮症	○	●		と				
180	セピアプテリン還元酵素(SR)欠損症	○	○		236	禿頭と変形性脊椎症を伴う常染色体劣性白質脳症	○	○	
181	前眼部形成異常	○	○		237	特発性拡張型心筋症	○	●	
182	全身型若年性特発性関節炎	○	●		238	特発性間質性肺炎	○	●	
183	全身性エリテマトーデス	○	●		239	特発性基底核石灰化症	○	○	
184	先天異常症候群	○	○		240	特発性血小板減少性紫斑病	○	●	
185	先天性横隔膜ヘルニア	○	●		241	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)	○	○	
186	先天性核上性球麻痺	○	○		242	特発性後天性全身性無汗症	○	○	
187	先天性気管狭窄症	○	○		243	特発性大腿骨頭壊死症	○	○	
188	先天性魚鱗癬	○	●		244	特発性門脈圧亢進症	○	●	
189	先天性筋無力症候群	○	○		245	特発性両側性感音難聴	○	○	
190	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症	○	○		246	突発性難聴	○		
191	先天性三尖弁狭窄症	○	○		247	ドラベ症候群	○	●	
192	先天性腎性尿崩症	○	●		な				
193	先天性赤血球形成異常性貧血	○	●		248	中條・西村症候群	○	●	
194	先天性僧帽弁狭窄症	○	○		249	那須・ハコラ病	○	○	
195	先天性大脳白質形成不全症	○	●		250	軟骨無形成症	○	●	
196	先天性肺静脈狭窄症	○	○		251	難治頻回部分発作重積型急性脳炎	○	●	
197	先天性風疹症候群	○			に				
198	先天性副腎低形成症	○	●		252	22q11.2欠失症候群	○	●	
199	先天性副腎皮質酵素欠損症	○	●		253	乳幼児肝巨大血管腫	○	●	
200	先天性ミオパチー	○	●		254	尿素サイクル異常症	○	●	
201	先天性無痛無汗症	○	●		ぬ				
202	先天性葉酸吸収不全	○	●		255	ヌーナン症候群	○	●	
203	前頭側頭葉変性症	○	○		ね				
そ					256	ネイルパテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症	○	○	
204	早期ミオクロニー脳症	○	○		の				
205	総動脈幹遺残症	○	●		257	脳腱黄色腫症	○	○	
206	総排泄腔遺残	○	●		258	脳表ヘモジデリン沈着症	○	○	
207	総排泄腔外反症	○	●		259	膿疱性乾癬	○	●	
208	ソトス症候群	○	●		260	嚢胞性線維症	○	●	
た					は				
209	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	○	●		261	パーキンソン病	○	○	○
210	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	○	●		262	バージャー病	○	○	
211	大脳皮質基底核変性症	○	○	○	263	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症	○	○	
212	大理石骨病	○	○		264	肺動脈性肺高血圧症	○	●	
213	ダウン症候群	○			265	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)	○	●	
214	高安動脈炎	○	●		266	肺胞低換気症候群	○	●	
215	多系統萎縮症	○	○	○	267	ハッド・キアリ症候群	○	●	
216	タナトフォリック骨異形成症	○	○		268	ハンチントン病	○	○	
217	多発血管炎性肉芽腫症	○	●		269	汎発性特発性骨増殖症	○		
218	多発性硬化症/視神経脊髄炎	○	●		ひ				
219	多発性軟骨性外骨腫症	○			270	PCDH19関連症候群	○	○	

番号	疾病名	障害	指難	介護
271	非ケトーシス型高グリシン血症	○	○	
272	肥厚性皮膚骨膜炎	○	○	
273	非ジストロフィー性ミオトニー症候群	○	○	
274	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症	○	○	
275	肥大型心筋症	○	●	
276	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症	○	●	
277	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症	○	●	
278	左肺動脈右肺動脈起始症	○	○	
279	ピッカースタッフ脳幹脳炎	○	○	
280	非典型溶血性尿毒症症候群	○	●	
281	非特異性多発性小腸潰瘍症	○	○	
282	皮膚筋炎/多発性筋炎	○	●	
283	びまん性汎細気管支炎	○		
284	肥満低換気症候群	○		
285	表皮水疱症	○	●	
286	ヒルシュブルング病(全結腸型又は小腸型)	○	●	
ふ				
287	ファイファー症候群	○	●	
288	ファロー四徴症	○	●	
289	ファンconi貧血	○	●	
290	封入体筋炎	○	○	
291	フェニルケトン尿症	○	●	
292	複合カルボキシラーゼ欠損症	○	●	
293	副甲状腺機能低下症	○	●	
294	副腎白質ジストロフィー	○	●	
295	副腎皮質刺激ホルモン不応症	○	●	
296	ブラウ症候群	○	●	
297	ブラダー・ウィリ症候群	○	●	
298	プリオン病	○	○	
299	プロピオン酸血症	○	●	
300	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)	○	●	
へ				
301	閉塞性細気管支炎	○	●	
302	β-ケトチオラーゼ欠損症	○	○	
303	ペーチェット病	○	●	
304	ベスレムミオパチー	○	●	
305	ヘパリン起因性血小板減少症	○		
306	ヘモクロマトーシス	○		
307	ペリー症候群	○	○	
308	ペルーシド角膜辺縁変性症	○		
309	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)	○	●	
310	片側巨脳症	○	○	
311	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	○	○	
ほ				
312	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症	○	○	
313	発作性夜間ヘモグロビン尿症	○	●	
314	ポルフィリン症	○	●	
ま				
315	マリネスコ・シェーグレン症候群	○	○	
316	マルファン症候群	○	●	
317	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー	○	●	
318	慢性血栓性肺高血圧症	○	○	
319	慢性再発性多発性骨髄炎	○	●	
320	慢性膝炎	○		
321	慢性特発性偽性腸閉塞症	○	○	
み				
322	ミオクロニー欠神てんかん	○	○	

番号	疾病名	障害	指難	介護
323	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん	○	○	
324	ミトコンドリア病	○	●	
む				
325	無虹彩症	○	○	
326	無脾症候群	○	●	
327	無βリボタンパク血症	○	●	
め				
328	メープルシロップ尿症	○	●	
329	メチルグルタコン酸尿症	○	○	
330	メチルマロン酸血症	○	●	
331	メビウス症候群	○	○	
332	メンケス病	○	●	
も				
333	網膜色素変性症	○	○	
334	もやもや病	○	●	
335	モワット・ウイルソン症候群	○	○	
や				
336	薬剤性過敏症候群	○		
337	ヤング・シンブソン症候群	○	○	
ゆ				
338	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○		
339	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん	○	○	
よ				
340	4p欠失症候群	○	●	
ら				
341	ライソゾーム病	○	●	
342	ラスマツセン脳炎	○	●	
343	ランゲルハンス細胞組織球症	○		
344	ランドウ・クレフナー症候群	○	○	
り				
345	リジン尿性蛋白不耐症	○	●	
346	両側性小耳症・外耳道閉鎖症	○		
347	両大血管右室起始症	○	●	
348	リンパ管腫症/ゴーハム病	○	●	
349	リンパ管筋腫症	○	○	
る				
350	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)	○	○	
351	ルビンシュタイン・テイビ症候群	○	●	
れ				
352	レーベル遺伝性視神経症	○	○	
353	レンチコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症	○	●	
354	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴	○		
355	レット症候群	○	●	
356	レノックス・ガストー症候群	○	●	
ろ				
357	ロスモンド・トムソン症候群	○	○	
358	肋骨異常を伴う先天性側弯症	○	○	
介護 保 険 特 定 疾 病	末期がん ※			○
	骨折を伴う骨粗しょう症			○
	初老期における認知症			○
	早老症			○
	糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症			○
	脳血管疾患(外傷性を除く)			○
	閉塞性動脈硬化症			○
慢性閉塞性肺疾患			○	
	両側の膝関節または股関節に著しい変形を伴う変形性関節症			○

※ 医師が一般に認められている医学的知見に基づき、回復の見込みがない状態に至ったと判断したもの

○指定難病の各疾患の概要 : 難病情報センターホームページ参照

(<http://www.nanbyou.or.jp/>)

3) 障害者総合支援法と指定難病で異なる疾病名を用いているもの

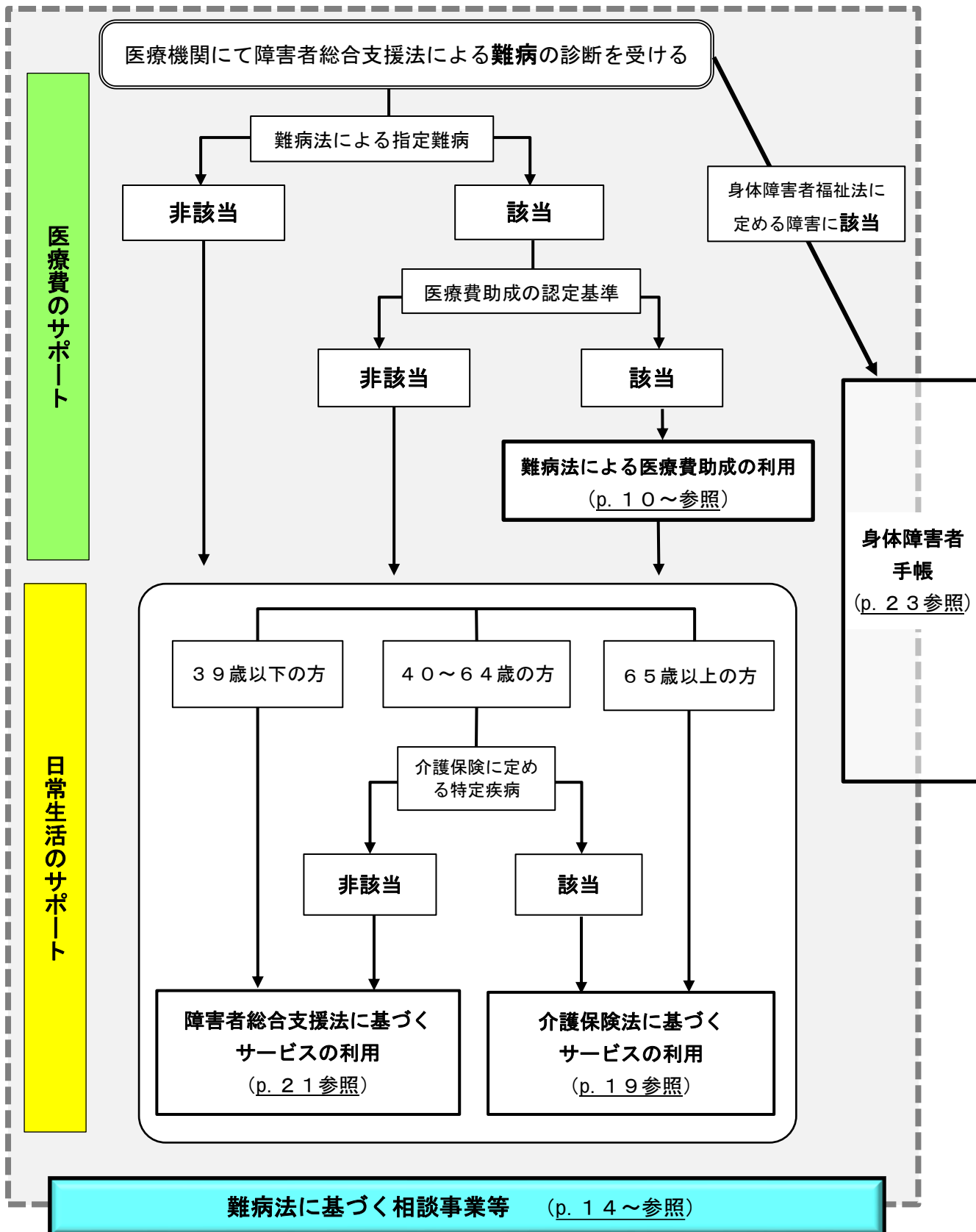
(表-2) 疾病名対応表

障害者総合支援法		指定難病	
番号	疾患名	番号	疾患名
10	アミロイドーシス	28	全身性アミロイドーシス
36	ADH分泌異常症	72	下垂体性ADH分泌異常症
63	関節リウマチ	46	悪性関節リウマチ
73	強皮症	51	全身性强皮症
99	原発性高脂血症	79	家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）
		262	原発性高カイロミクロン血症
118	抗リン脂質抗体症候群	48	原発性抗リン脂質抗体症候群
124	ゴナドトロピン分泌亢進症	76	下垂体性ゴナドトロピン分泌亢進症
149	若年性肺気腫	231	α 1-アンチトリプシン欠乏症
175	成長ホルモン分泌亢進症	77	下垂体性成長ホルモン分泌亢進症
232	TSH分泌亢進症	73	下垂体性TSH分泌亢進症
245	特発性両側性感音難聴	304	若年発症型両側性感音難聴
259	膿疱性乾癬	37	膿疱性乾癬（汎発型）
300	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	74	下垂体性PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）



2 難病患者の各種サービス導入フローチャート

難病患者から相談を受ける際に、利用できるサービスをご確認ください。各サービスの詳細は次頁以降をご参照ください。



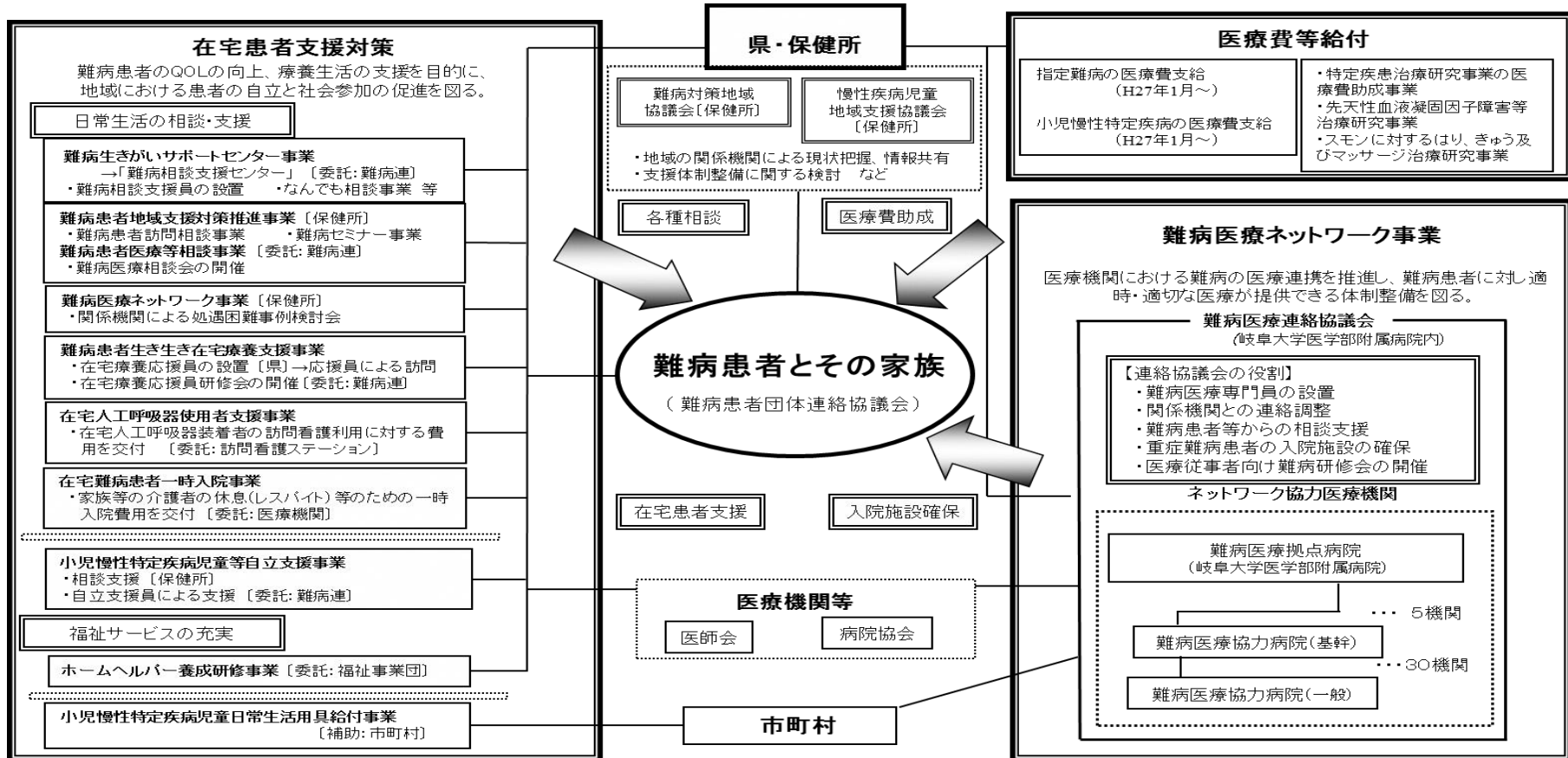
3 関係機関が提供可能な支援サービスの詳細

1) 県及び県保健所の事業

県及び県保健所では難病患者対策として下図のような事業を行っています。

岐阜県難病患者保健・医療・福祉施策の体系図

岐阜県の難病対策については、国の考え方を基本とし、都道府県が担うべき対策である ①医療費の自己負担額の軽減 ②地域保健医療福祉の充実、推進 ③QOLの向上を目指した福祉施策の推進に必要な各種事業を患者ニーズを踏まえながら取り組み、難病患者の療養生活の質の向上を図る。



<各事業について>

事業名	概要	掲載頁
(1) 難病法に基づく医療費助成制度	厚生労働大臣の定める指定難病(306疾患)に該当する患者に対して、医療費助成を行います。	p. 10 ~13
(2) 在宅患者支援対策		
①難病生きがいサポートセンター事業	医療や日常生活に関する相談・支援等を行います。	p. 14
②難病患者地域支援対策推進事業	難病患者、家族が安心して日常生活を送れるよう支援を行います。	p. 15
③難病医療等相談事業	専門医師、社会福祉士等による個別相談会を行います。	p. 15
④難病患者生き生き在宅療養支援事業	難病患者が生きがいをもって在宅療養生活を送ることができるよう支援を行います。	p. 15
⑤在宅人工呼吸器使用者指定難病患者訪問看護支援事業	在宅人工呼吸器を装着し、特別な配慮を必要とする難病患者に対して、県が委託した訪問看護ステーションによる訪問看護を受けることができます。	p. 15
⑥在宅難病患者一時入院事業	指定難病患者が一時的に在宅での介護等を受けることが困難になった場合、県の委託医療機関に入院することができます。	p. 15
⑦難病患者等ホームヘルパー養成研修事業	適切なサービスを提供するために必要な知識技術を有するホームヘルパーを養成します。	p. 16
(3) 難病医療ネットワーク事業	患者や家族の QOL 向上のため、関係機関の連携を強化することにより、地域における在宅療養を支援します。	p. 16
(4) ヘルプマークの配布	「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の施行を踏まえ、ヘルプマークを配布しています。	p. 17

(1) 難病法に基づく医療費助成制度

この制度は「難病法」に基づき指定される指定難病の治療方法の確立等に資するため、難病患者データ収集を効率的に行い、治療研究を推進することに加え、効果的な治療方法が確立されるまでの間、長期の療養による医療費の経済的負担が大きい患者を支援する制度です。

① 対象者

- ア) 指定難病に罹患している患者で、病状の程度が厚生労働大臣が定める程度(※)である者 (※) 個々の疾患の特性に応じ、日常生活又は社会生活に支障があると医学的に判断される程度
- イ) 病状の程度が基準を満たしていないが、申請日が属する月以前の12月以内に指定難病の治療に係る医療費総額が33,330円を超える月数が3か月以上ある者
[軽症者特例]

② 相談・申請窓口

岐阜県恵那保健所 健康増進課 保健指導係
住所：〒509-7203 恵那市長島町正家後田 1067-71
電話：0573-26-1111 (内線 262)

③ 医療費助成の内容

認定後は特定医療費（指定難病）受給者証を指定医療機関等の窓口で提示することにより、下記の医療費について助成を受けることができます。

受給者証の有効期間は1年間で、10月1日～翌年9月30日となっていますが、新規申請の方については申請日～9月30日（申請日が7月1日～12月31日までの場合は翌年9月30日）までとなります。継続して医療費助成を受ける場合は毎年更新する必要があります。また、平成27年1月1日より以前から継続して受給している方は、1月1日～12月31日までとなっています。

ア) 助成（支給）の対象となる医療費

診察
薬剤の支給
医学的処置、手術及びその他の治療
居宅における療養上の管理及びその治療に伴う世話その他の看護
病院、診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

イ) 助成（支給）の対象となる介護の内容

訪問看護	訪問リハビリテーション
居宅療養管理指導	介護療養施設サービス
介護予防訪問看護	介護予防訪問リハビリテーション
介護予防居宅療養管理指導	

< 特定医療費（指定難病）受給者証 >

特定医療費（指定難病）受給者証			
公費負担番号			
受給者番号			
氏名			
生年月日	性別		
住所			
保険者			
病名			
氏名	続柄		
住所			
自己負担上限額	月額	標準	区分
人工呼吸器等結露	高額かつ長期	軽症者特例	重症患者認定
受給者と同じ世帯内にある指定難病又は小児慢性特定疾患の医療費助成の受給者			
有効期間			

< 自己負担上限額管理票 >

特定医療費（指定難病）					
平成 年 月 日 自己負担上限額管理票					
受診者名			受給者番号		
月間自己負担上限額 円					
日	時	指定医療機関名	医療費総額 (自己負担)	自己負担額	自己負担の 累積額/月額
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
/					
上記のとおり、当月の自己負担上限額に達しました。					
日	時	指定医療機関名	自己負担額		
/					

- ◆対象の医療を受けた場合、その月の自己負担額（入院・外来・調剤・訪問看護）を合算し、自己負担上限額（月額）まで達した時は、その月においてそれ以上の自己負担はなくなります。この管理を行うために、「自己負担上限額管理票」を使用します。
- ◆受診の都度、受給者証と一緒に必ず管理票を医療機関の窓口で提示し、その機関に支払った額を記入してもらってください。
- ◆自己負担上限額管理票は、医療費の証明にもなります。軽症特例や高額かつ長期の申請時に医療費を証明する書類として使用できるため、1年分は保管する必要があります。

④ 自己負担上限額（月額）

自己負担上限額は市民税の所得割額により、下表のとおり決定されます。

（表-3）自己負担上限額（月額）表

（単位：円）

階層区分		階層区分の基準		患者負担割合：2割 ※1		
				自己負担上限額（月額）		
				一般	高額かつ長期※2	人工呼吸器等装着※3
A	生活保護	—		0	0	0
B1	低所得Ⅰ	市町村民税 非課税 (世帯)	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000
B2	低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	5,000	
C1	一般所得Ⅰ	市町村民税 課税以上7.1万円未満		10,000	5,000	
C2	一般所得Ⅱ	市町村民税 7.1万円以上25.1万円未満		20,000	10,000	
D	上位所得	市町村民税 25.1万円以上		30,000	20,000	
入院時の食費				全額自己負担		

※1 医療費の自己負担割合が1割の方については、患者負担割合も1割となります。

※2 高額かつ長期とは、月ごとの医療費総額が5万円を超える月が年間6回以上ある場合（例えば医療保険の2割負担の場合、医療費の自己負担が1万円を超える月が年間6回以上）とする。

※3 臨床調査個人票に人工呼吸器等装着者であることの記載があり、認定基準を満たしている場合に適用されます。

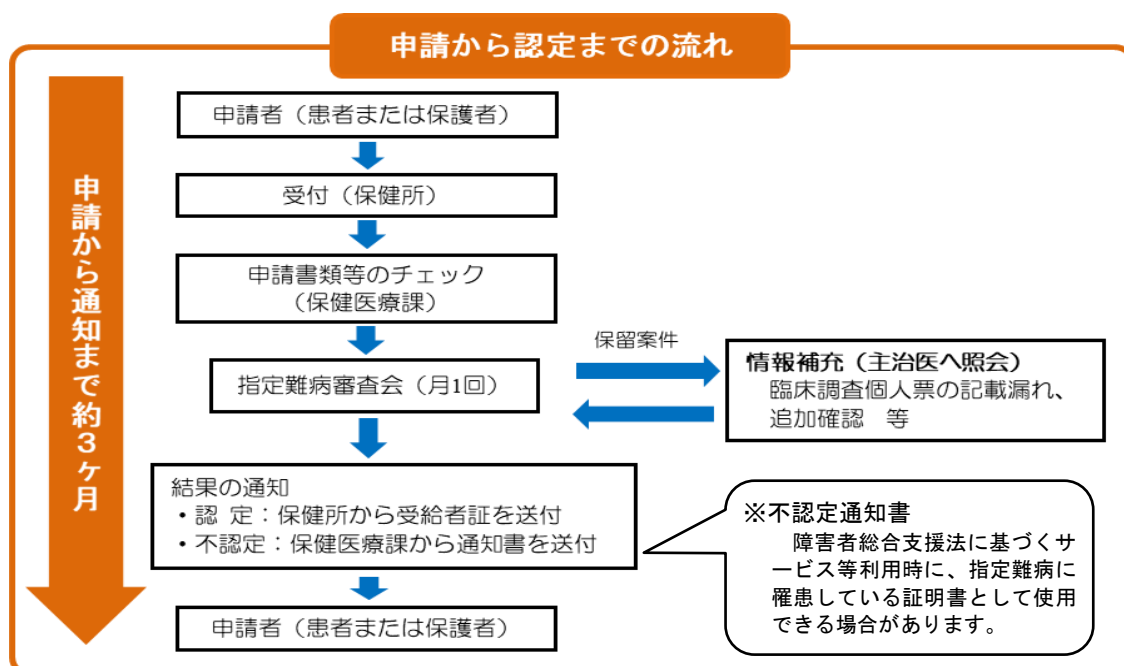
<自己負担上限額の考え方>

（例）医療費の自己負担割合3割、階層区分「C1」で自己負担上限額10,000円の場合

⇒対象となる医療費の支払いが、自己負担割合2割で、10,000円に達した場合、その月はそれ以上の自己負担はありません。

⑤ 申請の流れ

申請から結果通知まで約3ヶ月かかります。臨床調査個人票の記載に不備がある場合には、情報補充、再審査を行うため、さらに時間を要する場合があります。



⑥ 新規申請に必要な書類

【全員が提出するもの】

① 特定医療費（指定難病）支給認定申請書	② [指定難病]臨床調査個人票
③ 世帯全員の住民票	④ 同意書
⑤ 患者本人（および保護者）の個人番号カード等	⑥ 健康保険証の写し
⑦ 『医療保険上の世帯』の 市県民税所得課税証明書	⑧ 印鑑

※①、②、④の様式は保健所または県ホームページで取得できます。

【該当する方が提出する書類】

	提出書類
軽症者特例に該当する方 【(1) ① イ に該当する方】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療費申告書 * 医療費申告書の様式は保健所にあります。 ・ 医療費が確認できる領収書、診療明細書等の写し
按分に該当する方 【医療保険上の同一世帯内に特定医療費（指定難病）または小児慢性特定疾病医療受給者がいる方】	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当者の特定医療費（指定難病）受給者証 または 小児慢性特定疾病医療受給者証の写し ・ 該当者の保険証の写し

⑦ 特定医療費（指定難病）受給者証の記載事項変更等について

下記について変更等ある場合、保健所にて手続きを行う必要があります。手続きに必要な書類等については、保健所へお問い合わせください。

- ・ 住所、氏名、加入している医療保険
- ・ 指定難病の追加
- ・ 医療機関の変更・追加
- ・ 自己負担上限月額（所得区分、高額かつ長期、世帯内按分等）

(2) 在宅患者支援対策

事業名	内容	問合せ先
①難病生きがいサポートセンター事業	<p>難病患者・家族に対して、医療や日常生活に関する相談・支援、地域交流活動の促進を行います。</p>	
	<p>ア) 医師による電話相談</p> <p>決められた相談日(月1回)に、担当医が電話で直接相談に応じます。</p> <p>予約が必要ですのでご注意ください。</p> <p>予約受付：月～金曜日 9:30～17:00</p>	<p>難病生きがいサポートセンター</p> <p>058-214-8733</p>
	<p>イ) 難病生きがいサポートセンターの相談員による電話相談</p> <p><難病等に関する日常の相談></p> <p>相談員が電話で医療・福祉・生活などに関する相談に応じています。場合によっては相談者を訪問します。</p> <p>相談時間：月～金曜日 9:30～17:00</p> <p><就労相談></p> <p>病気と付き合いながら働きたい方、働き方で悩んでいる方などの相談に応じます。</p> <p>相談時間：火～金曜日 9:30～17:00</p>	<p>難病生きがいサポートセンター</p> <p>058-214-8733</p> <p>058-273-0870</p>
	<p>ウ) 難病ふれあい教室事業(年5回)</p> <p>医師などによる学習会や患者・家族の交流会を行います。</p>	<p>難病生きがいサポートセンター</p> <p>058-214-8733</p>
	<p>エ) 応援員の派遣</p> <p>難病生きがいサポートセンターと保健所が、患者と応援員をつなぐ橋渡しをしています。</p> <p>応援員は患者・家族が生きがいを持って療養生活を送ることができるように様々な支援をしています。</p> <p>※詳細はp.15「難病患者生き生き在宅療養支援事業」を参照</p>	<p>難病生きがいサポートセンター</p> <p>058-214-8733</p>
	<p>オ) 意思伝達装置等の貸出(無料)</p> <p>福祉事業による給付を受ける前に、希望する患者に意思伝達装置「伝の心」「ペチャラ」「レッツチャット」等の貸出しを行います。</p> <p>※ 日本ALS協会 岐阜県支部でも意思伝達装置の貸出しを行っています。</p> <p>問合せ先：〒505-8503 美濃加茂市古井町下古井 590 木沢記念病院地域連携課内 TEL：0574-25-2181 FAX：0574-24-1475</p>	<p>難病生きがいサポートセンター</p> <p>058-214-8733</p>
	<p>カ) 難病情報ホームページの運営</p> <p>ホームページで難病に関する情報を発信しています。電話相談等の詳しい日程等掲載しています。</p> <p>(http://www.gifunanbyo.org/explain.html)</p>	

事業名	内容	問合せ先
②難病患者地域支援対策推進事業	ア) 難病患者訪問相談事業 難病患者、家族が抱える日常生活や治療上の悩みなどについて、個別の相談に応じます。 相談時間：月～金 8:30～17:15	恵那保健所 健康増進課 0573-26-1111 (内線 258)
	イ) 難病セミナー事業 難病により療養生活を送っている患者およびその家族を対象に、病気に関する学習会、同病者との交流会を開催します。	
③難病医療等相談事業	専門医師、社会福祉士等による個別相談会を行います(年4回) 日程については、難病生きがいサポートセンターホームページでご確認いただくか、電話でお問い合わせください。	難病団体連絡協議会(以下、「難病連」という) 058-214-8733
④難病患者生き生き在宅療養支援事業	難病患者が生きがいをもって在宅療養生活を送ることができるよう支援します。	
	ア) 難病患者在宅療養応援員設置 難病療養応援員は、県が実施する所定の研修を受講した方で、患者・家族からの相談や電話、訪問等による援助を行います。 <支援内容> ・専門性を生かした支援(音楽療法、アロママッサージ等) ・患者家族の話相手 ・趣味の共有(手芸、カラオケ) ・電話やメールによる支援	岐阜県 健康福祉部 保健医療課 難病対策係 058-272-1111 (内線 2547)
	イ) 在宅療養応援員研修会	難病連 058-214-8733
	ウ) 在宅療養応援員のコーディネート	難病連 058-214-8733 恵那保健所 健康増進課 0573-26-1111 (内線 258)
⑤在宅人工呼吸器使用者指定難病患者訪問看護支援事業	在宅人工呼吸器を装着し、特別な配慮を必要とする指定難病の患者に対して、在宅において適切な医療を確保するため県が訪問看護ステーション等に委託し、訪問看護を行います。 <内容> 1日につき、4回目以降の訪問看護を提供します。 患者1人あたり、年間260回を限度とします。	(申請窓口) 岐阜県 健康福祉部 保健医療課 難病対策係 058-272-1111 (内線 2547)
⑥在宅難病患者一時入院事業	指定難病患者が、介護者の休息(レスパイト)等の理由により、一時的に在宅での介護等を受けることが困難になった場合に、県の委託医療機関でレスパイト入院することができます。(p.27) <要件> 医療依存度(人工呼吸器・気管切開・胃瘻等)が高く、介護保険法および障害者総合支援法による短期入所が利用できない方。 <内容> 指定難病および特定疾患治療研究事業対象疾患の方で、要件に該当する場合にレスパイト入院を利用することができます。 一時入院期間は同一年度内で14日以内です。	(申請窓口) 恵那保健所 健康増進課 0573-26-1111 (内線 258)

事業名	内容	問合せ先
⑦難病患者等 ホームヘルパー 養成研修事業	難病患者のニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、必要な知識および技術を持つホームヘルパーを養成するため、難病の保健・医療・福祉制度、保健の基礎知識等に関する研修会を行います。	岐阜県 福祉事業団 058-273-1111 (内線 2563)

(3) 難病医療ネットワーク事業

事業名	内容	問合せ先
難病医療 ネットワーク事業	難病患者および家族のQOLの向上を図るため、難病医療に係る関係機関の連携を強化し、地域における在宅療養を支援します。	
	①難病医療連絡協議会事業 ・難病医療コーディネーターの設置 ・重症難病患者の入院施設の確保 ・難病医療連絡協議会の開催 ・難病ケアコーディネーター研修の実施 ・ネットワークニュース、年報の作成	岐阜大学医学 部附属病院 医療連携 センター 058-230-7033 (直通)
	②処遇困難事例検討会の開催 処遇困難事例について、関係機関による事例検討・連絡会議を行います。	恵那保健所 0573-26-1111 (内線 258)

(4) ヘルプマークの配布

岐阜県では、「岐阜県障害のある人もない人も共に生きる清流の国づくり条例」の施行を踏まえ、「人にやさしい岐阜県づくり」の一環としてヘルプマークを導入、配布しています。

① ヘルプマークとは

義足や人工関節を利用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、援助や配慮を必要としている方々が、バッグ等に身に付けることで、周囲の方に手助けを必要とすることや「見えない障がい」への理解を求めるものです。

県民に対し、ヘルプマークの所持者への日常生活における配慮に加え、災害発生時の支援を呼び掛けています。

<ヘルプマークの意味>

赤は「ヘルプ=普通の状態ではない」ことを発信し、ハートは相手に「ヘルプする気持ちを持っていただく」という意味を含んでいます。



② 配布場所

	担当課	連絡先
中津川市	障害援護課	0573-66-1111
恵那市	社会福祉課	0573-26-2111
恵那県事務所	福祉課	0573-26-1111
岐阜県庁	障害福祉課 社会参加推進係	058-272-1111 (内線 2687)

③ 配布条件

- ・ご希望の方に無償で配布します。
- ・上記の窓口で、概要を説明の上、一人につき1個個別に配布します。
- ・配布にあたり、障害者手帳、身分証明書等の掲示、申請書等の提出は不要です。
- ・ご家族や支援者等の代理人による受取も可能です。
- ・郵送による配布は行っていません。

④ 普及啓発

ヘルプマークの啓発を応援いただける方や事業所に、ポスター及びチラシを配布しています。詳しくは岐阜県庁障害福祉課へお尋ねください。

2) 市の事業

(1) 難病患者が利用できるサービス早見表 (表-4)

自宅で利用するサービス									
	介護保険サービス				障害福祉サービス				
	介護	予防	総合	サービス名	難病	身体	知的	精神	サービス名
訪問介護	○	○		訪問介護(ホームヘルプ)	○	○	○	○	居宅介護(ホームヘルプ)
	○			夜間対応型訪問介護	○	○	○	○	重度訪問介護
			○	訪問型サービス	○	○	○	○	重度障害者等包括支援
訪問入浴	○	○		訪問入浴介護	○	○	○	○	地域生活支援事業
訪問看護	○	○		訪問看護					
訪問リハビリテーション	○	○		訪問リハビリテーション	○	○			自立訓練(機能訓練)
							○	○	自立訓練(生活訓練)
複合サービス	○			定期巡回・随時対応型訪問介護看護					
	○			看護小規模多機能型居宅介護					
その他	○	○		居宅療養管理指導					
自宅から通って利用するサービス									
	介護保険サービス				障害福祉サービス				
	介護	予防	総合	サービス名	難病	身体	知的	精神	サービス名
通所介護	○	○		通所介護(デイサービス)	○	○	○	○	生活介護
	○	○		地域密着型通所介護(小規模デイサービス)					
	○	○		認知症対応型通所介護					
			○	通所型サービス					
通所リハビリテーション	○	○		通所リハビリテーション(デイケア)	○	○			自立訓練(機能訓練)
							○	○	自立訓練(生活訓練)
							○	○	宿泊型自立訓練
短期入所	○	○		短期入所療養介護(ショートステイ)	○	○	○	○	短期入所(ショートステイ)
	○	○		短期入所生活介護(ショートステイ)					
複合サービス	○	○		小規模多機能型居宅介護					
就労支援					○	○	○	○	就労移行支援
					○	○	○	○	就労継続支援A型(雇用型)
					○	○	○	○	就労継続支援B型(非雇用型)
生活環境を整えるためのサービス									
	介護保険サービス				障害福祉サービス				
	介護	予防	総合	サービス名	難病	身体	知的	精神	サービス名
福祉用具貸与	○	○		(介護予防)福祉用具貸与					
福祉用具購入	○	○		特定(介護予防)福祉用具販売	○	○			補装具
					○	○			地域生活支援事業(日常生活用具給付等事業)
住宅改修	○	○		(介護予防)住宅改修					
生活の場を自宅から移して利用するサービス									
	介護保険サービス				障害福祉サービス				
	介護	予防	総合	サービス名	難病	身体	知的	精神	サービス名
施設入所	○			介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	○	○			療養介護
	○			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	○	○	○	○	施設入所支援
	○			介護老人保健施設	○	○	○	○	共同生活援助(グループホーム)
	○			介護療養型医療施設					
	○	○		特定施設入居者生活介護					
	○			地域密着型特定施設入居者生活介護					
	○	○		認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)					
外出を支援するサービス									
	介護保険サービス				障害福祉サービス				
	介護	予防	総合	サービス名	難病	身体	知的	精神	サービス名
移動援護							○	○	行動援護
					○	○			同行援護
相談支援等に関するサービス									
	介護保険サービス				障害福祉サービス				
	介護	予防	総合	サービス名	難病	身体	知的	精神	サービス名
ケアプラン作成等	○			居宅介護支援	○	○	○	○	サービス利用支援
		○		介護予防支援	○	○	○	○	継続サービス利用支援
地域移行支援					○	○	○	○	地域移行支援
					○	○	○	○	地域定着支援
医療費助成					○	○	○	○	自立支援医療

※総合…介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業) (平成27年度より開始。平成29年4月までに完全移行) 各市町村が地域の実情に応じた介護予防サービスを提供することとなっている。
 ※各市町村によってサービス体制等異なる場合があります。詳しくは市にご確認ください。

(2) 介護保険法に基づくサービス

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えていく仕組みです。介護は誰にでも必要になる可能性があり、万が一介護が必要になった時にサービスを利用できるようにする制度です。

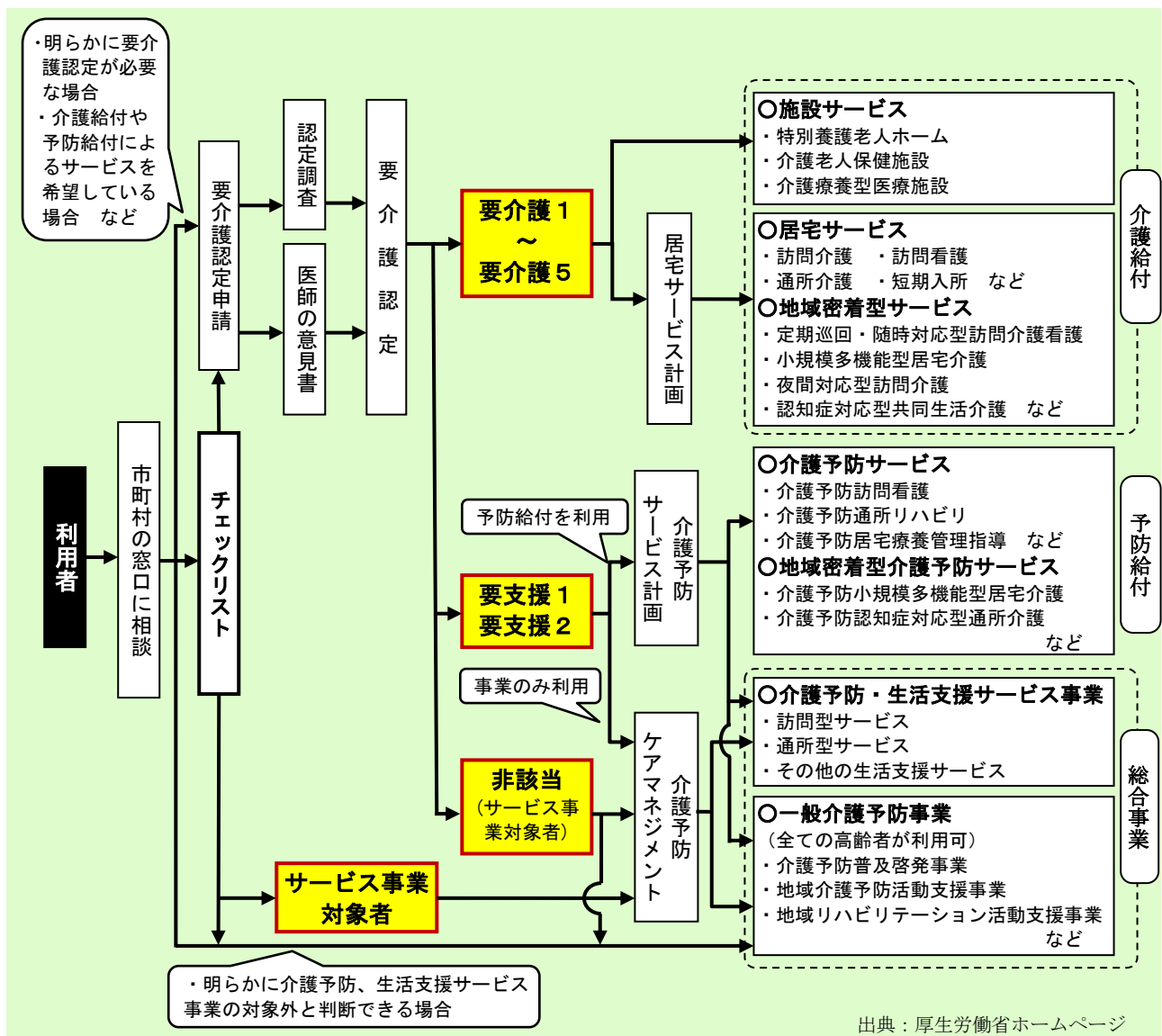
① 対象者

- ア) 65歳以上の方（第1号被保険者）
- イ) 40歳以上65歳未満で医療保険に加入している方のうち、(表-1【p. 3～6】)に該当する疾患が原因で介護が必要となった方（第2号被保険者）

② 相談・申請窓口

	担当課	連絡先
中津川市	介護保険室	0573-66-1111（内線 612～614）
恵那市	高齢福祉課	0573-26-2111（内線 162・163・175）

③ 申請からサービス利用までの流れ（図-2）



※市によってサービス体制等異なる場合があります。詳しくは市にご確認ください。

④ 介護保険サービス一覧（表-6）

自宅で利用するサービス	
(介護予防)訪問介護(ホームヘルプ)	ホームヘルパーが利用者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護や、調理、洗濯、掃除等の家事を行います。
(介護予防)訪問入浴介護	浴槽を積んだ入浴車が利用者の居宅を訪問し、看護職員や介護職員が入浴の介護を行います。
(介護予防)訪問看護	医師の指示に基づき、看護師等が利用者の居宅を訪問し、健康チェック、療養上の世話または必要な診療の補助を行います。
(介護予防)訪問リハビリテーション	医師の指示に基づき、理学療法士や作業療法士が利用者の心身機能の維持、回復および日常生活の自立を助けるために必要なリハビリテーションを行います。
夜間対応型訪問介護	夜間、①定期的な巡回による訪問介護サービス、②利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、③利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスをおこないます。
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら定期巡回と随時の対応を行います。
看護小規模多機能型居宅介護	「小規模多機能型居宅介護(通い・宿泊・訪問)」と「訪問看護」を組み合わせ提供するサービス。
(介護予防)居宅療養管理指導	在宅で療養していて、通院が困難な利用者へ医師、歯科医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士などが家庭を訪問し、療養上の管理や指導、助言を行うサービス。
自宅から通って利用するサービス	
(介護予防)通所介護(デイサービス)	日中、老人デイサービスセンターなどに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス。
地域密着型通所介護(小規模デイサービス)	日中、利用定員18人以下の小規模の施設などに通ってもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や生活機能訓練などを日帰りで提供するサービス。
(介護予防)認知症対応型通所介護	通所してきた認知症の利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や生活等に関する相談、健康状態の確認、機能訓練等を行います。
(介護予防)通所リハビリテーション(デイケア)	日常生活の自立を助けるために、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行い、利用者の心身機能の維持回復を図るサービス。
(介護予防)短期入所療養介護(ショートステイ)	介護老人保健施設などに短期間入所してもらい、医師や看護職員、理学療法士等による医療や機能訓練、日常生活上の支援などを行うサービス。
(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ)	特別養護老人ホームなどの施設に短期間入所してもらい、食事、入浴、その他の必要な日常生活上の支援や機能訓練などを行うサービス。
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	通所サービスを中心に、利用者の希望などに応じて、訪問や宿泊を組み合わせ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。
生活環境を整えるためのサービス	
(介護予防)福祉用具貸与	日常生活や介護に役立つ福祉用具をレンタルするサービス。
特定(介護予防)福祉用具販売	日常生活や介護に役立つ福祉用具を販売するサービス。福祉用具の用途が「貸与になじまないもの」である用具の販売を行います。
(介護予防)住宅改修	在宅の利用者が、住み慣れた自宅で生活が続けられるように、住宅の改修を行います。
生活の場を自宅から移して利用するサービス	
介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)	常に介護が必要で在宅療養が難しい方のための施設で、入浴・排せつ・食事などあの介護、機能訓練、健康管理、療養上の世話などが受けられます。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している利用者に対して、入浴・排せつ・食事等の介護といった日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話を行います。
介護老人保健施設	入所者に対して、リハビリテーションなどの医療サービスを提供し家庭への復帰を目指す施設。
介護療養型医療施設	慢性疾患を有し、長期の療養が必要な方のために、介護職員が手厚く配置された医療機関(施設)
(介護予防)特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた施設等が、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。
地域密着型特定施設入居者生活介護	介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の施設等が、入居している利用者に対して入浴・排せつ・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者グループホーム)	認知症の高齢者が共同で生活する住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練を行います。
計画をつくるサービス	
居宅介護支援	自宅で適切にサービスを利用できるように、ケアマネージャーが心身の状況や生活環境、本人・家族の希望等に沿って、ケアプランを作成したり、ケアプランに位置づけたサービスを提供する事業所等との連絡・調整などを行います。
介護予防支援	要支援1または要支援2の認定を受けた方が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるように、ケアプランの作成や、サービス事業所との連絡・調整などを行います。

出典：WAM NET ホームページ

(3) 障害者総合支援法に基づくサービス

平成25年4月1日に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」により、これまで制度の谷間となっていた「難病等」が障害者の対象となりました。対象となる358疾患に該当する方は身体障害者手帳を取得していなくても障害福祉サービスが受けられます。

ただし、介護保険が適用になる場合は、介護保険サービスが優先されます。

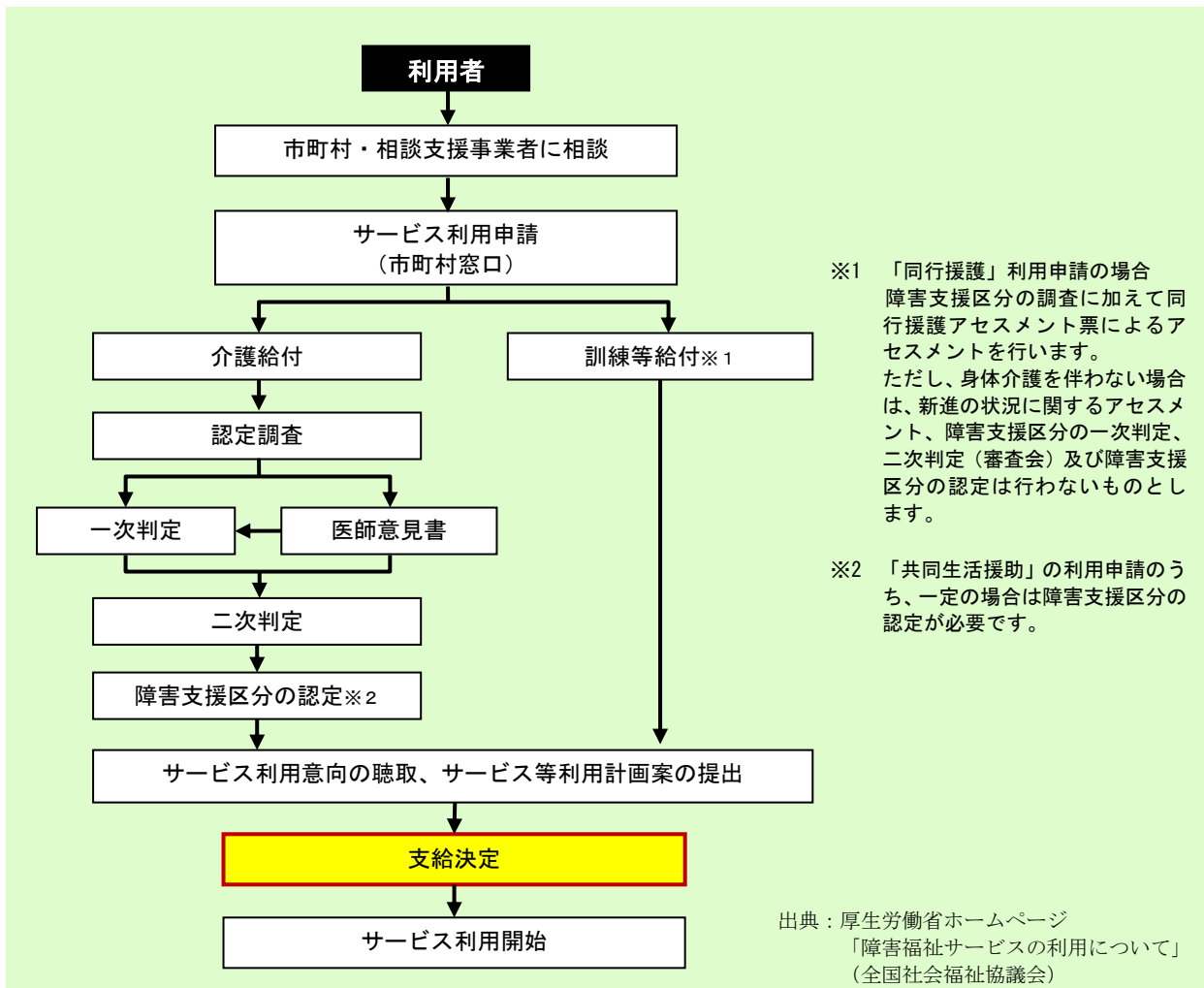
① 対象者

身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病等患者（表-1【p.3～6】の358疾患のうちいずれかに罹患している者）で、障害の程度が厚生労働大臣の定める程度であるもの。

② 相談・申請窓口

	担当課	連絡先
中津川市	障害援護課	0573-66-1111（内線 640・644・686）
恵那市	社会福祉課	0573-26-2111（内線 181～183）

③ 申請からサービス利用までの流れ（図-1）



※市によってサービス体制等異なる場合があります。詳しくは市にご確認ください。

④ 障害福祉サービス一覧（表-5）

自宅で利用するサービス	
居宅介護（ホームヘルプ）	ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助を行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由または重度の知的障害もしくは精神障害があり常に介護を必要とする方に対して、ホームヘルパーが自宅を訪問し、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活等に関する相談、助言など、生活全般にわたる援助や外出時における移動中の介護を総合的に行います。
重度障害者等包括支援	常に介護を必要とする方のなかでも、特に介護の必要度が高い方に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供します。
自立訓練（機能訓練）	身体障害のある方または難病を患っている方などに対して、障害支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーション、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。（※1）
自立訓練（生活訓練）	知的障害または精神障害のある方に対して、障害者支援施設、障害福祉サービス事業所または障害のある方の居宅において、入浴、排せつ、食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談および助言などの支援を行います。（※2）
自宅から通って利用するサービス	
生活介護	障害者支援施設などで常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において、入浴、排せつ、食事の介護、調理・選択・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動・生産活動の機会を提供のほか、身体機能や生活能力向上のために必要な援助を行います。
自立訓練（機能訓練）	※1に同じ
自立訓練（生活訓練）	※2に同じ
宿泊型自立訓練	知的障害または精神障害のある方に対して、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上するための支援、生活等に関する相談・助言などの必要な支援を行います。
短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の理由により介護を行うことができない場合などに、障害のある方に障害者支援施設や児童福祉施設等に短期間入所してもらい、入浴、排せつ、食事の他、必要な介護を行います。
就労移行支援	就労を希望する65歳未満の障害のある方に対して、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じた就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行います。
就労継続支援A型（雇用型）	企業等に就労することが困難な障害のある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識および能力向上のために必要な訓練などを行います。
就労継続支援B型（非雇用型）	通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障害のある方に対し、生産活動などの機会の提供、知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
生活環境を整えるためのサービス	
補装具	身体機能を補完するための用具を支給するサービスです。
地域生活支援事業	障害のある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域の特性や本人の状況に応じ、柔軟な形態により事業を計画的に実施します。 ※必須事業のみ記載 【市町村地域生活支援事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・理解促進研修・啓発事業 ・相談支援事業 ・成年後見制度法人後見支援事業 ・日常生活用具給付等事業 ・移動支援事業 ・自発的活動支援事業 ・成年後見制度利用支援事業 ・意思疎通支援事業 ・手話奉仕員養成研修事業 ・地域活動支援センター機能強化事業 【都道府県地域生活支援事業】 <ul style="list-style-type: none"> ・専門性の高い相談支援事業 ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業 ・意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業 ・専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業 ・広域的な支援事業
生活の場を自宅から移して利用するサービス	
療養介護	病院にて医療的ケアを必要とする障害のある方のうち、常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。
施設入所支援	施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言の他、必要な日常生活上の支援を行います。
共同生活援助（グループホーム）	障害のある方に対して、主に夜間において共同生活を営む住居で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行います。
外出を支援するサービス	
行動援護	行動に著しい困難を有する知的障害や精神障害のある方が、行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護の他、行動する際に必要な援助を行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障害のある方が外出する際、ご本人に同行し、移動に必要な情報の提供や、移動の援護、排せつ、食事等の介護の他、ご本人が外出する際に必要な援助を行います。
相談支援に関するサービス	
サービス利用支援	障害福祉サービスの利用申請時の「サービス等利用計画案」の作成、サービス支給決定後の連絡調整、「サービス等利用計画」の作成を行います。
継続サービス利用支援	作成された「サービス等利用計画」が適切かどうかモニタリングし、必要に応じて見直しを行います。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している方など、地域における生活に移行するために重点的に支援を必要としている方に対して、住居の確保など地域生活に移行するための相談や必要な支援を行います。
地域定着支援	単身等で生活する障害のある方に対し、常に連絡が取れる体制を確保し、緊急に支援が必要な事態が生じた際に、緊急訪問や相談などの必要な支援を行います。
自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。 【更生医療、育成医療費、精神通院医療】

出典：WAM NET ホームページ

(3) 身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、様々な福祉制度を利用するために必要な手帳で、身体障害者福祉法（最終改正 平成29年5月31日）に定める身体上の障害がある者に対して、都道府県知事、指定都市市長又は中核市市長が交付します。

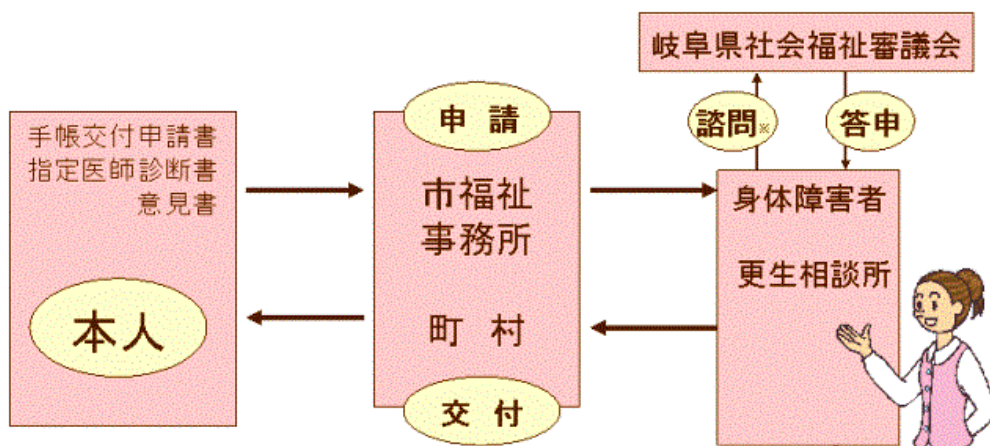
① 対象となる障がい

- ① 視覚障害
- ② 聴覚障害
- ③ 平衡機能障害
- ④ 音声機能・言語機能障害又はそしゃく機能の障害
- ⑤ 肢体不自由（上肢、下肢、体幹、脳原性運動障害）
- ⑥ 心臓機能障害
- ⑦ じん臓機能障害
- ⑧ 呼吸器機能障害
- ⑨ ぼうこう又は直腸の機能障害
- ⑩ 小腸機能障害
- ⑪ ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害
- ⑫ 肝臓機能障害

② 相談・申請窓口

	担当課	連絡先
中津川市	障害援護課	0573-66-1111（内線 640・644・686）
恵那市	社会福祉課	0573-26-2111（内線 181～183）

③ 申請手続きの流れ



出典：岐阜県ホームページ

※市によってサービス体制等異なる場合があります。詳しくは市にご確認ください。

(4) 避難行動要支援者登録事業について

災害対策基本法（最終改正 平成28年5月20日）では、市町村は要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害発生時の避難に支援を要する者（以下、「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、避難行動要支援者の名簿の作成をすることとなっています。

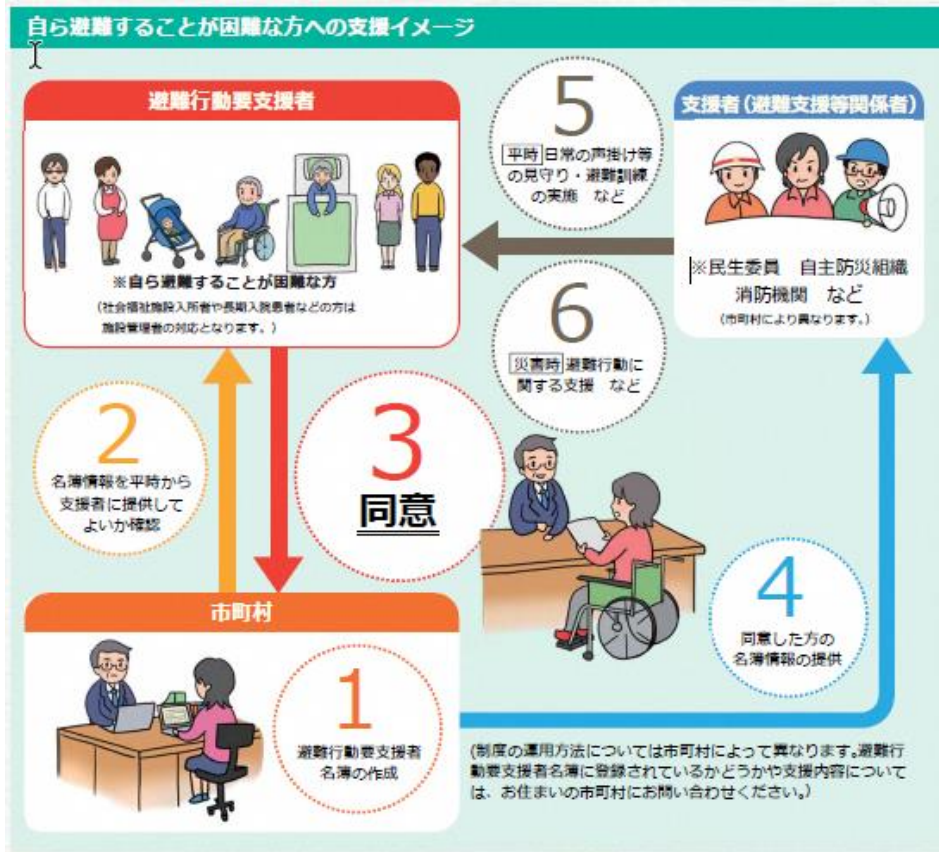
① 名簿登録対象者

要配慮者のうち、災害発生時に自ら避難することが困難で、支援が必要な者（市町村ごとに対象範囲を定めています。）

② 相談・申請窓口

	担当課	連絡先
中津川市	防災安全課	0573-66-1111（代表）
恵那市	危機管理課	0573-26-2111（代表）

(図 - 3) 避難行動要支援者登録のイメージ



出典：「災害時に備えて今できること」内閣府

4 関係機関一覧

1) 行政機関

(1) 指定難病医療費助成制度、難病対策

所属	担当係	住所	電話番号
保健医療課	難病対策係	岐阜市藪田南 2-1-1	058-272-8276
恵那保健所 健康増進課	保健指導係	恵那市長島町正家後田 1067 - 71	0573-26-1111 (代表) (内線 262)

(2) 各市介護保険主管課

所属	担当課	住所	電話番号
中津川市	介護保険室	中津川市かやの木町 2-5	0573-66-1111 (代表) (内線 612~614)
恵那市	高齢福祉課	恵那市長島町正家 1-1-1	0573-26-2111 (代表) (内線 162・163・175)

(3) 障害福祉主管課

所属	担当課	住所	電話番号
中津川市	障害援護課	中津川市かやの木町 2-5	0573-66-1111 (代表) (内線 640・644・686)
恵那市	社会福祉課	恵那市長島町正家 1-1-1	0573-26-2111 (代表) (内線 181~183)
恵那県事務所	福祉課	恵那市長島町正家後田 1067-71	0573-26-1111 (代表) (内線 226・227)

(4) 保健衛生主管課

所属	担当課	住所	電話番号
中津川市	健康医療課	中津川市かやの木町 2-5	0573-66-1111 (代表)
恵那市	健幸推進課	恵那市長島町正家 1-1-1	0573-26-2111 (代表)

(5) 災害対策主管課（避難行動要支援者登録等）

所属	担当課	住所	電話番号
中津川市	防災安全課	中津川市かやの木町 2-1	0573-66-1111 (代表)
恵那市	危機管理課	恵那市長島町正家 1-1-1	0573-26-2111 (代表)

(6) 中津川市在宅医療・介護連携支援センター

事業所名	住所	電話番号
中津川市在宅医療・介護連携支援センター	中津川市駒場 1522-1 中津川市民病院内	0573-70-1017

<事業内容>

- ・在宅医療・介護関係者を対象とする専門相談窓口
- ・在宅医療、介護に従事する関係者から相談を受け、情報提供・関係者間の連携調整、サービスの調整支援を行ったり、連携推進を目的とした研修会を開催します。

2) 難病医療ネットワーク協力機関

区分	医療機関名	所在地	電話番号	
岐阜市	拠点	国立大学法人 岐阜大学医学部附属病院	岐阜市柳戸1-1	058-230-6000
	基幹	岐阜県総合医療センター	岐阜市野一色4-6-1	058-246-1111
	一般	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町7-1	058-251-1101
		岐阜赤十字病院	岐阜市岩倉町3-36	058-231-2266
		医療法人和光会 山田病院	岐阜市寺田7-110	058-254-1411
		医療法人社団慈朋会 澤田病院	岐阜市野一色7-2-5	058-247-3355
		河村病院	岐阜市芥見大般若1-84	058-241-3311
		朝日大学歯学部附属 村上記念病院	岐阜市橋本町3-23	058-253-8001
		山内ホスピタル	岐阜市市橋3-7-22	058-276-2131
独立行政法人国立病院機構 長良医療センター	岐阜市長良1300-7	058-232-7755		
岐阜	一般	公立学校共済組合 東海中央病院	各務原市蘇原東島町4-6-2	0583-82-3101
		松波総合病院	羽島郡笠松町田代185-1	058-388-0111
		朝日大学歯学部附属病院	瑞穂市穂積1851-1	058-329-1112
		岐阜県厚生農業協同組合連合会 岐北厚生病院	山県市高富1187-3	0581-22-1811
		羽島市民病院	羽島市新生町3-246	058-383-0111
西濃	基幹	大垣市民病院	大垣市南類町4-86	0584-81-3341
	一般	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院	養老郡養老町押越986	0584-32-1161
		国民健康保険 関ヶ原診療所	不破郡関ヶ原町関ヶ原 2490-29	0584-43-1122
		海津市医師会病院	海津市海津町福江656-16	0584-53-7111
		岐阜県厚生農業協同組合連合会 揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町三輪2547-4	0585-21-1111
		医療法人社団橘会 新生病院	揖斐郡池田町本郷1551-1	0585-45-3161
医療法人社団紫水会 藤井病院	不破郡関ヶ原町関ヶ原3238	0584-43-0032		
中濃	基幹	木沢記念病院	美濃加茂市古井町下古井590	0574-25-2181
	一般	岐阜県厚生農業協同組合連合会 中濃厚生病院	関市若草通5-1	0575-22-2211
		医療法人香徳会 関中央病院	関市平成通2-6-18	0575-22-0012
		医療法人社団白鳳会 鷲見病院	郡上市白鳥町白鳥2-1	0575-82-3151
		医療法人新生会 八幡病院	郡上市八幡町桜町278	0575-65-2151
		独立行政法人地域医療機能推進機構 可児とうのう病院	可児市土田1221-5	0574-25-3113
東濃	基幹	岐阜県立多治見病院	多治見市前畑町5-161	0572-22-5311
	一般	社会医療法人厚生会 多治見市民病院	多治見市前畑町3-43	0572-22-5211
		岐阜県厚生農業協同組合連合会 東濃厚生病院	瑞浪市土岐町76-1	0572-68-4111
		土岐市立総合病院	土岐市土岐津町土岐口703-24	0572-55-2111
		国民健康保険坂下病院	中津川市坂下722-1	0573-75-3118
		総合病院 中津川市民病院	中津川市駒場1522-1	0573-66-1251
市立恵那病院	恵那市大井町2725	0573-26-2121		
飛騨	基幹	高山赤十字病院	高山市天満町3-11	0577-32-1111
	一般	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	高山市中切町1-1	0577-32-1115
		岐阜県立下呂温泉病院	下呂市森2211	0576-23-2222

出典：岐阜大学医学部附属病院ホームページ

3) 特定医療費（指定難病）に関わる指定医、指定医療機関

指定難病の治療のため、難病法に基づく指定医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護事業所等）で受診した場合のみ、医療費助成を受けられます。

指定医、指定医療機関については岐阜県保健医療課ホームページで確認できます。
<http://www.pref.gifu.lg.jp/kodomo/kenko/nanbyo-taisaku/11223/shitei-nanbyo/>

4) 一時入院医療機関

No	医療機関名	所在地	電話番号	人工呼吸器 装着者受入 (*)
1	岐阜市民病院	岐阜市鹿島町 7-1	058-251-1101	○
2	医療法人和光会 山田病院	岐阜市寺田 7-110	058-254-1411	○
3	河村病院	岐阜市芥見大般若 1-84	058-241-3311	○
4	山内ホスピタル	岐阜市市橋 3-7-22	058-276-2131	×
5	松波総合病院	羽島郡笠松町田代 185-1	058-388-0111	○
6	岐阜県厚生農業協同組合連合会岐北厚生病院	山県市高富 1187-3	0581-22-1811	×
7	岐阜県厚生農業協同組合連合会 西美濃厚生病院	養老郡養老町押越 986	0584-32-1161	○
8	海津市医師会病院	海津市海津町福江 656-16	0584-53-7111	×
9	岐阜県厚生農業協同組合連合会揖斐厚生病院	揖斐郡揖斐川町三輪 2547-4	0585-21-1111	○
10	医療法人社団紫水会 藤井病院	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原 3238	0584-43-0032	○
11	医療法人社団橘会 新生病院	揖斐郡池田町本郷1551-1	0585-45-3161	○
12	医療法人香徳会 関中央病院	関市平成通2-6-18	0575-22-0012	○
13	医療法人社団白鳳会 鷺見病院	郡上市白鳥町白鳥2-1	0575-82-3151	○
14	岐阜県厚生農業協同組合連合会東濃厚生病院	瑞浪市土岐町 76-1	0572-68-4111	×
15	市立恵那病院	恵那市大井町 2725	0573-26-2121	○
16	岐阜県厚生農業協同組合連合会 久美愛厚生病院	高山市中切町 1-1	0577-32-1115	○
17	県立下呂温泉病院	下呂市森 2211	0576-23-2222	○

(*) 医療機関によってはその他の受入条件がある場合があります。

<一時入院とは>

指定難病患者が、介護者の休息（レスパイト）等の理由により、一時的に在宅での介護等を受けることが困難になった場合に、県の委託医療機関で一時的に入院することができます。

(参考) 中津川市民病院における『生活支援入院』について

在宅における医療処置の再確認や家族への再指導、在宅療養の調整および家族の休息時間をつくることで、在宅療養を継続できるよう支援することを目的として、平成 27 年度より開始されました。

<要件> 入院にて治療や検査、リハビリは行わないため、状態が安定している患者を対象としています。

<内容> 要件に該当する方が、原則 2 週間包括ケア病棟に入院することができます。

<連絡先> 中津川市民病院 地域連携室
 住所：508-8502 中津川市駒場 1522-1 電話：0573-62-4011

5) 訪問看護ステーション

(1) 中津川市

No	事業所名	所在地	電話番号	F A X番号
1	訪問看護なでしこ (サテライト)	中津川市駒場 1493-21	0573-67-8911	0573-67-8912
2	一般財団法人 中津川訪問看護ステーション	中津川市かやの木町 1-17	0573-62-3247	0573-62-3248
3	訪問看護リハステーション おひさま	中津川市千旦林 212	0573-78-2382	0573-78-2381
4	医療法人社団日新会 訪問看護ステーション城山	中津川市苗木 3725-2	0573-65-8311	0573-65-8310
5	訪問看護ステーションほほえみ	中津川市坂下 714-3	0573-70-1017	0573-75-5317
6	ふくおか訪問看護ステーション	中津川市福岡 7 1 4 - 2	0573-72-5868	0573-72-2910
7	訪問看護ステーションほっと	中津川市蛭川 5735-227	0573-59-8827	0573-46-3016

(2) 恵那市

No	事業所名	所在地	電話番号	F A X番号
1	訪問看護ステーション シエント	恵那市大井町 2719-236	0573-22-9501	0573-20-2989
2	市立恵那病院 訪問看護ステーション	恵那市大井町 2725	0573-26-2223	0573-20-1192
3	えな訪問看護ステーション	恵那市長島町永田 382-113	0573-26-4164	0573-36-4166
4	訪問看護ステーション リアン	恵那市長島町中野 8-4 篠原ビル 1 階	0573-22-9008	—
5	訪問看護ステーション 中部	恵那市長島町中野 1216-8	0573-25-1213	0573-25-1216
6	こころ訪問看護ステーション	恵那市東野 1212-4	0573-26-2825	0573-25-8882
7	ウイング訪問看護ステーション	恵那市東野 1212-4	0573-25-8853	0573-43-4649
8	有限会社耕グループ くわのみ訪問看護ステーション	恵那市岩村町飯羽間 1616	0573-43-5147	0573-43-5148
9	訪問看護ステーションいわむら	恵那市岩村町 730-2 43-1029	0573-43-1023	0573-43-1023
10	かみやはぎ 訪問看護ステーション	恵那市上矢作町 3107-8	0573-48-3186	0573-47-2210

出典：各市ホームページ

6) 地域包括支援センター

(1) 中津川市

No	事業所名	所在地	電話番号	担当地域
1	中津川市地域包括支援センター	中津川市かやの木町 2-5	0573-66-1111 (代表)	東・南・西・苗木・坂本・山口
2	中津川市ゆうらく苑地域包括支援センター	中津川市落合 996-1	0573-61-0009	落合・神坂・瀬戸(板橋地区除く)
3	中津川市シクラメン地域包括支援センター	中津川市阿木 2811-1	0573-63-3202	阿木
4	中津川市北部地域包括支援センター	中津川市福岡 714-2	0573-76-1028	坂下・川上・加子母・付知・福岡・蛭川

(2) 恵那市

No	事業所名	所在地	電話番号	担当地域
1	恵那市地域包括支援センター	恵那市長島町正家 1-1-1	0573-26-2111 (代表)	—

出典：各市ホームページ

7) 居宅介護支援事業所

(1) 中津川市

No	事業所名	所在地	電話番号	F A X 番号
1	アクア居宅介護支援サービス	中津川市中津川 842-45	0573-67-8067	0573-67-8068
2	ニチイケアセンター中津川	中津川市中津川 1270-1	0573-62-3181	0573-62-3182
3	居宅介護支援センター恵和	中津川市中津川 2365-2	0573-67-9485	0573-67-9485
4	居宅介護支援事業所花の里	中津川市中津川 2988-1	0573-65-0552	0573-65-0553
5	ケアプラン音生人(おいたち)	中津川市駒場 1517-13	0573-66-5525	0573-66-5526
6	中津川市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	中津川市かやの木町 2-5	0573-66-1111	0573-66-1934
7	指定居宅介護支援センター城山	中津川市苗木 3725-2	0573-65-8318	0573-65-8310
8	指定居宅介護支援事業所ふくろうの杜	中津川市苗木 4002	0573-62-1251	0573-62-1254
9	瀬戸の里在宅介護支援センター	中津川市瀬戸 1387-8	0573-66-6999	0573-65-5178
10	ひだまり苑在宅介護支援センター	中津川市千旦林 1197-10	0573-78-3101	0573-78-3102
11	ケアプランセンターおひさま	中津川市茄子川 2077-267	0573-68-5355	0573-78-2381
12	ニチイケアセンター坂本	中津川市茄子川字 1499-33	0573-78-1262	0573-68-3818
13	介護支援センターら・じょわ	中津川市茄子川 1683-246	0573-68-8295	0573-68-8060
14	NPO ぎふ村介護よろず相談所	中津川市茄子川 112-163	0573-67-9931	0573-67-9915
15	ゆうらく苑在宅介護支援センター	中津川市落合 996-1	0573-61-3066	0573-61-0039
16	居宅介護支援事業所シクラメン	中津川市阿木 2811-1	0573-63-3202	0573-63-3203
17	居宅介護支援センター椿苑	中津川市山口 2155-4	0573-75-5311	0573-75-5311

No	事業所名	所在地	電話番号	F A X 番号
18	坂下居宅介護支援事業所	中津川市坂下 1523-1	0573-75-5566	0573-75-5365
19	居宅介護支援事業所 恵翔苑	中津川市付知町 4575-1	0573-82-2500	0573-82-4701
20	中津川北居宅介護支援事業所	中津川市付知町 5881-32	0573-82-5225	0573-82-5226
21	かしも居宅介護支援事業所	中津川市加子母 3822-276	0573-79-3281	—
22	福岡指定居宅介護支援事業所	中津川市福岡 714-2	0573-72-5868	0573-72-2910
23	二ツ森居宅介護支援センター	中津川市福岡 1693-608	0573-72-4513	0573-72-4080
24	ひるかわ居宅介護支援事業所	中津川市蛭川 4862-1	0573-45-3511	0573-45-3570
25	居宅介護支援事業所ほっと	中津川市蛭川 5735-227	0573-59-8828	0573-46-3016

(2) 恵那市

No	事業所名	所在地	電話番号	F A X 番号
1	恵那市社協ケアプランセンター	恵那市大井町 727-11	0573-20-3180	0573-20-3181
2	ハートケアプランセンター	恵那市大井町 1064-1	0573-20-3258	0573-25-0997
3	Kaneku ケアプランセンター恵那	恵那市大井町 1202-4	0573-22-9018	0573-26-5228
4	ケアプランおひさま	恵那市大井町 2693-761	0573-20-5267	0573-20-5269
5	ケアプランシエント	恵那市大井町 2719-236	0573-22-9502	0573-20-2989
6	万年青苑ケアプランセンター	恵那市長島町永田 381-49	0573-25-8851	0573-26-3023
7	中部ケアプランセンター	恵那市長島町中野 1216-8	0573-25-1213	0573-25-1216
8	乗越めぐみケアプランセンター	恵那市長島町中野 1205-72	0573-20-2313	0573-20-2314
9	医療法人 恵那メモリアルクリニック	恵那市長島町正家 605-1	0573-25-7500	0573-26-5520
10	えなぼん社会福祉士事務所	恵那市長島町中野 1205-327	0573-22-9971	0573-22-9972
11	ケアプラン東野	恵那市東野 1100-2	0573-22-9559	0573-22-9565
12	東野めぐみケアプランセンター	恵那市東野 25-4	0573-22-9782	0573-22-9784
13	ケアプランセンター明日香苑	恵那市三郷町佐々良木 1470-1	0573-28-3215	0573-28-6033
14	有限会社恵那介護サービス	恵那市武並町竹折 36-92	0573-28-2220	0573-28-2779
15	「結い」介護相談室	恵那市武並町藤 1929-1	0573-28-6717	0573-28-6718
16	ケアプランセンターもみじ	恵那市武並町竹折 603-2	0573-28-5001	0573-28-5002
17	中野方めぐみケアプランセンター	恵那市中野方町 1768-1	0573-23-2787	0573-23-2799
18	恵那市社協ケアプラン岩村・上矢作	恵那市岩村町 1650-1	0573-43-0051	0573-43-0053
19	くわのみ福祉よろず相談所	恵那市岩村町飯羽間 1616	0573-43-0148	0573-43-5148
20	介護まちなか相談所	恵那市岩村町 262-1	0573-43-2175	0573-43-2176
21	こころケアプランセンター	恵那市岩村町 2453-5	0573-43-0881	0573-43-2117
22	まちづくり居宅支援事業所	恵那市山岡町上手向 599-1	0573-56-4324	0573-57-3103
23	恵那市社協ケアプラン明智・山岡	恵那市山岡町上手向 1228-1	0573-57-3131	0573-57-3132
24	恵那ケアプランやまゆり	恵那市山岡町原 1428-1	0573-56-2213	0573-56-2272
25	ケアマネあじさい	恵那市明智町 1115-1-1	0573-55-0065	0573-55-0075

出典：各市ホームページ

8) 訪問介護事業所

(1) 中津川市

No	事業所名	所在地	電話番号	F A X 番号
1	ニチイケアセンター中津川	中津川市中津川 1207-1	0573-66-3181	0573-62-3182
2	アサヒサンクリーン在宅介護センター中津川	中津川市中津川 1296-1	0573-66-8297	0573-66-8298
3	ニチイケアセンターみの坂本	中津川市千旦林 118-84 ISHIX ビル西棟 1F	0573-78-1365	0573-68-8132
4	ラピーヌ ケアサポート中津川	中津川市千旦林 1598-28	0573-67-8822	0573-67-8823
5	JA ひがしみの訪問介護センター	中津川市茄子川 1646-19	0573-68-7177	573-68-5746
6	中津川ナーシングピア訪問介護センター	中津川市茄子川 1683-1196	0573-68-7889	0573-68-7891
7	シクラメンヘルパーセンター	中津川市阿木 2811-1	0573-63-3232	0573-63-3233
8	中津川市社会福祉協議会訪問介護事業所	中津川市付知町 5881-32	0573-82-3174	0573-82-5226
9	訪問介護ステーション 合同会社あおぞら	中津川市手賀野 175-482 コーポM&K 102 号	0573-67-8328	—

(2) 恵那市

No	事業所名	所在地	電話番号	F A X 番号
1	恵那市社協ヘルパーステーション	恵那市大井町 727-11	0573-20-2411	0573-20-3181
2	訪問介護ステーション シエント	恵那市大井町 2719-236	0573-22-9502	0573-20-2989
3	こころヘルパーステーション	恵那市大井町 667-27	0573-25-7155	0573-25-7156
4	訪問介護めぐみ	恵那市長島町中野 1205-72	0573-26-2615	0573-26-3266
5	万年青苑ホームヘルプサービス	恵那市長島町永田 382-38	0573-26-3985	0573-26-4036
6	訪問介護ステーション中部	恵那市長島町中野 1216-8	0573-25-1213	0573-25-1216
7	介護ケアセンター まごころ	恵那市長島町中野 668-55	0573-25-0304	0573-32-1265
8	訪問介護事業所せせらぎの里	恵那市長島町永田 519-2	0573-25-7117	0573-25-8510
9	アサヒサンクリーン 在宅介護センター恵那	恵那市長島町 825-1	0573-26-1101	0573-59-8421
10	訪問介護事業所みつばち	恵那市長島町永田 347-6	0573-32-1572	0573-32-1572
11	ウイングヘルパーステーション	恵那市東野 1212-4	0573-25-8853	0573-43-4649
12	株式会社あいふる	恵那市武並町 1072-1	0573-32-1324	0573-32-1324
13	恵那市社協 恵南ヘルパーステーション	恵那市岩村町 1650-1	0573-43-0051	0573-43-0053
14	くわのみ ホームヘルパーステーション	恵那市岩村町飯羽間 1616	0573-43-0149	0573-43-5148

出典：各市ホームページ

9) 訪問入浴介護事業所

(1) 中津川市

No	事業所名	所在地	電話番号	F A X 番号
1	アサヒサンクリーン在宅介護センター中津川	中津川市中津川 1296-1	0573-66-8297	0573-66-8298
2	アースサポート(株)中津川在宅サービスセンター	中津川市栄町 4-27	0573-66-8011	0573-66-8010
3	訪問入浴 音生人	中津川市駒場 1517-13	0573-66-5525	0573-66-5526

(2) 恵那市

No	事業所名	所在地	電話番号	F A X 番号
1	アサヒサンクリーン在宅介護センター恵那	恵那市長島町 825-1	0573-26-1101	0573-59-8421

出典：各市ホームページ

10) 障害者総合支援法による相談支援事業所

(1) 中津川市

No	事業所名	所在地	電話番号
1	飛翔の里生活の家 障害者生活支援センター 結	中津川市栄町 1-1 にぎわいプラザ 2 階	0573-62-3320

(2) 恵那市

No	事業所名	所在地	電話番号
1	恵那市社協障がい者相談支援事業所	恵那市長島町正家 1-1-1	0573-26-2212
2	恵那たんぽぽ地域生活療育支援センター	恵那市大井町栗畑平 2716-72	0573-22-9121

出典：在宅医療ガイドブック（恵那医師会）

1 1) 指定障害サービス事業者（訪問系サービス）

(1) 中津川市

連番	事業所名	住所	電話番号	FAX番号	指定居宅介護					重 介 度 訪 問	指定同行 援護			指定行動援護			
					身	知	精	児	難		身	児	難	知	精	児	難
1	ニチケアセンター中津川	中津川市中津川字 新田1270-1	0573-62-3181	0573-62-3182	●	●	●	●	●	●	●	●	●				
2	アサヒサシキリーン在宅介護 センター中津川	中津川市中津川 1296-1	0573-66-4165	0573-66-8298	●				●	●							
3	ひなたぼっこ	中津川市蛭川6393- 2	0573-45-2120	0573-45-2154	●	●	●	●		●				●	●	●	●
4	中津川市社会福祉協議会訪 問介護事業所	中津川市付知町 5881-32	0573-82-3174	0573-82-5226	●	●	●	●	●								
5	ニチケアセンターみの坂本	中津川市千旦林 118-84 ISHIXビル 西棟1F	0573-78-1365	0573-68-8132	●	●	●	●	●	●	●	●					
6	あきの里訪問介護事業所	中津川市阿木1866	0573-63-3933	0573-63-3933	●	●	●	●	●	●							

(2) 恵那市

連番	事業所名	住所	電話番号	FAX番号	指定居宅介護					重 介 度 訪 問	指定同行 援護			指定行動援護			
					身	知	精	児	難		身	児	難	知	精	児	難
1	恵那市社協ヘルパーステー ション	恵那市大井町727- 11	0573-20-3046	0573-20-3181	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
2	恵那市社協恵南ヘルパー ステーション	恵那市岩村町1650- 1	0573-43-0051	0573-43-0053	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
3	恵那峡ケアセンター	恵那市大井町2694- 10 恵那峡リゾート 102号	0573-25-3237	0573-25-3237	●	●	●	●			●	●					

出典：岐阜県ホームページ

1 2) その他相談窓口

(1) 難病関係団体

No	団体名	所在地	電話番号
1	岐阜県難病団体連絡協議会	岐阜市下奈良 2-2-1 県福祉農業会館内	058-273-3310
2	岐阜県難病医療連絡協議会	岐阜市柳戸 1-1 (岐阜大学医学部附属病院内)	058-230-7033

(2) 岐阜県難病団体連絡協議会加盟患者団体

No	団体名
1	(公社) 日本リウマチ友の会岐阜支部
2	岐阜県心臓病児者の会 (岐心会)
3	NPO 岐阜県腎臓病協議会 (岐腎協)
4	つぼみの会愛知・岐阜 岐阜支部 《会員の主な疾病…1型糖尿病》
5	岐阜県肝炎の会
6	岐阜県パーキンソン病友の会
7	岐阜県ヘモフィリア友の会 (岐友会) 《会員の主な疾病…血友病》
8	岐阜県筋ジストロフィー協会 岐阜県支部
9	ぎふ低肺機能者グループ 《会員の主な疾病…呼吸器全般の疾患。肺の手術後の呼吸機能障害や、 間質性肺炎、慢性気管支炎、肺気腫などの慢性閉塞性肺疾患等》
10	岐阜県潰瘍性大腸炎、クローン病患者会
11	(公社) 日本てんかん協会 (波の会) 岐阜県支部
12	岐阜県稀少難病友の会 (くぬぎの会) 《会員の主な疾病…全身性エリテマトーデス(SLE)、強皮症、皮膚筋炎などの膠原病、ベーチェット病、レックリングハウゼン病、脊髄小脳変性症、特発性血小板減少性紫斑病等 20種類ほどの疾病》
13	岐阜県網膜色素変性症協会
14	日本 ALS 協会岐阜県支部 (準加盟)
15	後縦靭帯骨化症の会 (準加盟)
16	(一社) 全国ファミリー病患者と家族の会 岐阜県支部 (準加盟)

※ 各患者団体の連絡先は難病連 (電話番号: 058-214-8733) にお問い合わせください。

出典: 難病連ホームページ

(3) 就労相談

No	団体名	所在地	電話番号
1	ハローワーク岐阜 (難病患者就職サポーター配置)	岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎内	058-247-3211
2	ハローワーク中津川	中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎	0573-66-1337
3	ハローワーク恵那	恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎	0573-26-1341

(4) コミュニケーション支援事業所

No	団体名	所在地	電話・FAX 番号
1	福祉メディアステーション	大垣市加賀野4丁目1番地7 ソフトピアジャパンセンタービル1階	0584-77-1282
2	福祉メディアステーション 飛騨ブランチ	高山市本町3丁目28	0577-34-1316

※ コミュニケーション機器の展示も行っています。

～難病患者支援のポイント～

- ◇ 患者、家族の気持ちに寄り添いましょう
- ◇ 一人で抱え込まず、周りに相談しましょう
- ◇ 関係機関と顔の見える関係をつくりましょう

難病患者支援連携ブックに関する問合せ先

岐阜県恵那保健所健康増進課保健予防係

〒509-7203

恵那市長島町正家後田1067-71

TEL : 0573-26-1111 (内線262)

FAX : 0573-25-1174

(作成年月日 : 平成30年3月)